

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
F4 - 7142	包装用容器(トレイ型・内部仕切り規則配列)

<b>対応する旧意匠分類</b>		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>		<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
F4 - 50	—	包装用容器、包装用皿
F4 - 52	—	包装用缶
F4 - 530	—	包装用箱
F4 - 54	—	成形包装用容器
F4 - 54A	—	成形包装用容器(凹部規則配列型)
F4 - 54B	—	成形包装用容器(矩形)
F4 - 56	—	包装用かご

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
C5 - 3200	食品用ふた物等
F4 - 32	容器付き包装用容器
F4 - 710	包装用容器
F4 - 713	包装用容器(カップ型)
F4 - 715	包装用容器(卵容器型)
F4 - 91100	包装用枠
F4 - 91200	包装用容器のふた
F4 - 921	包装用緩衝具

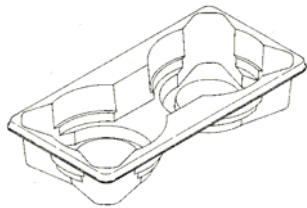
<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
包装用容器	包装用皿	包装用缶
包装用箱	包装用かご	

<b>定義</b>
<p>1. 包装用容器(トレイ型)にあって、以下に分類されるF4 - 7143包装用容器(トレイ型・平面視円形型) ~ F4 - 770(押ししチューブ型)が除かれるもののうち、容器部の内部に内容物を分けるための仕切りが設けられ、かつ、その仕切りによる凹部が規則的に配列されたものに付与されます。</p> <p>なお、規則的に配列されたものの中には、厳密な意味で規則的な配列でなくとも、略同型の小凹部を多数配列し、規則性を感じさせるものも含めます。</p>

2. この分類に含まれるものの例  
 収容物が交じり合わないよう、  
 凹部による略同形の室を二つ以上形成したもの、

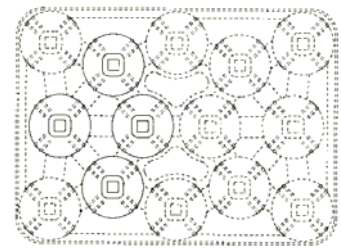
登録1136794号 包装用容器



登録1172521号 包装用容器



登録1178708号 包装用容器



登録1160779号  
 包装用箱の内容器

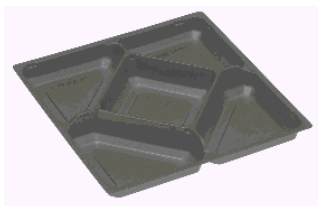


または  
 壁状の仕切りによって遮へいされた室が規則的に配列されたもの、が含まれます。

登録1206321号 包装用容器



登録1170510号 包装用容器



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

1. C5 - 3200 食品用ふた物、食品用保存瓶、弁当箱等との関係

反復の使用に適した堅牢な容器は、C5 - 3200 食品用ふた物に付与し、使いきりの比較的簡易な容器は、F4 - 7代の包装用容器等に付与します。

出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

「飲食用容器」「食品用保存容器」「弁当用容器」の記載は、C5 - 3200に入ります。

なお、願書の「意匠に係る物品」の記載において、「包装用弁当容器」「弁当用包装容器」「包装用弁当箱」のように包装用と特定できるもの、又は、願書の「意匠に係る物品の説明」の記載において、使い捨てである旨等の説明により包装用と特定できるものについては、F4の包装用とします。

2. F4 - 91100 包装用枠との関係

F4 - 91100 包装用枠とは、包装用容器の内部に用いられ、直接内容物を保持するためのもので、単独で容器として使用することができないものです。

出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

「 ~ 用枠」となっているばあいは、F4 - 91100 包装用枠に分類され、「 ~ 用容器」となっている場合は、F4 - 7代に分類されます。

3. F4 - 921 包装用緩衝具との関係

F4 - 921 包装用緩衝具とは、商品の包装にあたって、商品と容器との間の衝撃を、吸収、緩和するためのもので、直接緩衝具自体で商品を保護しようとするものではありません。

出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

4. 仕切りについて

収容物の位置ずれを防ぐ程度の凹部やリブは含みません。

5. 運搬用容器との関係

**基本方針**

「包装用容器」...販売時に物品ごと売ってしまうもの。(F4)

「運搬用容器」...運搬が主目的で繰り返し使用するもの。(G1 - 5代)

**具体的運用**

基本的に、用途で分類する。

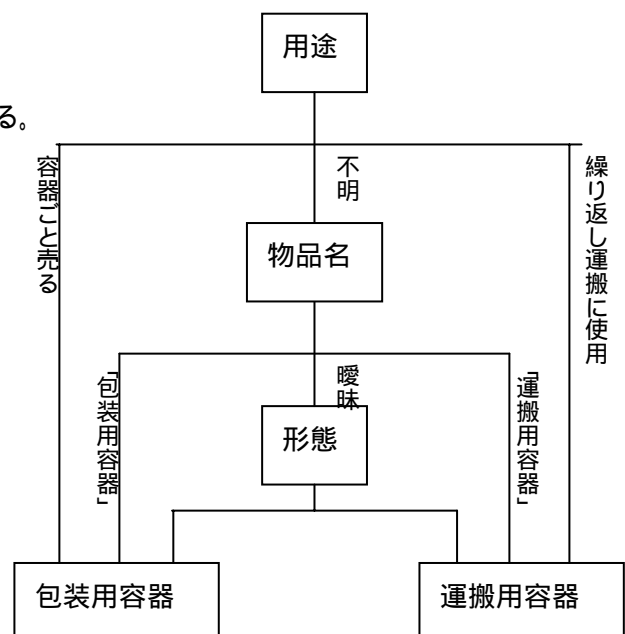
用途説明がある場合

説明に従って包装用か運搬用か判断する。

(この場合、物品名と用途が矛盾していても用途を優先する)

用途説明がない場合は物品名で判断する。

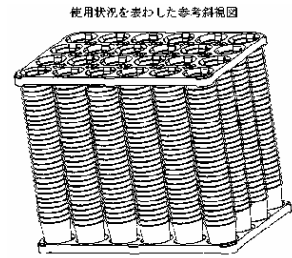
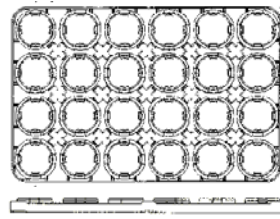
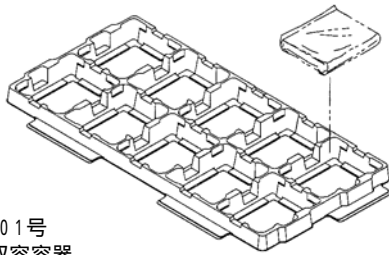
さらに、物品名が曖昧なときは形態で判断する。



ただし、規則配列型のトレーは、物品の説明、物品名に関わらず、F4 - 7140 ~ F4 - 7143 (包装用容器(トレー型))に分類する。

F4-7142  
登録1056896号  
搬送用トレー

F4-7142  
登録1107101号  
電子部品の収容容器



**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

- 以下に分類されるF4 - 7143包装用容器(トレー型・平面視円形型) ~ F4 - 770(押しチューブ型)に該当すれば、先に優先して付与されます。

**過去に分類した物品の名称**

包装用容器	包装用皿	食品包装用容器
果物包装容器	食品包装用トレイ	メモ用紙用包装容器
包装用容器の中皿		